## ★電子納付とは、

保管金をインターネットバンキング、 Pay-easy(ペイジー)対応のATM等を 用いて納付することです。

原則として24時間365日、 いつでもどこからでも納付 ができます。 事前登録を行うと全国の 裁判所で利用することが できます。

電子納付の場合、裁判所 への保管金提出書の提出 は不要です。 電子納付には、ほとん どの場合、 振込手数料 が掛りません。(注)

(注) ATMで休日・夜間に手続をする場合、金融機関によっては、ATMの時間外手数料がかかる場合があります。

平日午後5時以降、土曜日、日曜日、国民の祝日・休日及び年末年始に手続きされた 電子納付は、即日に入金を確認することができないため、翌日又は休日明けの処理 となります。

特に、保釈保証金、代替金及び追徴保全解放金を電子納付する方は、ご注意ください。

#### (問い合わせ先)

水戸地方裁判所事務局会計課出納第二係 電話029-224-8185(ダイヤルイン)

# ★電子納付をするには?

### ステップ1

利用者登録をします。

#### 電子納付利用者登録 申請書を提出

【提出先】

水戸地裁会計課 出納第二係等(注)

Φ

電子納付利用登録票を受け取る。

#### ステップ2

電子納付用の保管金提出書を 受け取ります。 電子納付利用登録票 の「登録コード」を 担当書記官に告げる。

Ω

担当書記官から 電子納付用の保管金 提出書を受け取る。

## ステップ3

インターネットバンキングPay -easy(ペイジー)対応の銀行 ATM等で、電子納付をします。 電子納付用の保管金提 出書に記載されている 「収納機関番号、納付 番号及び確認番号」を 機械に入力する。

(注) 水戸地裁では、 管内支部 管内独立簡易裁判所 においても利用者登録ができます。